



環 管 - 978
平成27年11月17日

日本製紙株式会社
代表取締役社長 馬城 文雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



日本製紙秋田工場発電事業計画に係る環境影響評価準備書
に対する意見について（通知）

のことについて、秋田県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

- (2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 大気質

事業実施区域の周辺において、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準を達成していない地点があることから、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん等の排出量の更なる低減について検討すること。

(2) 騒音及び振動

施設の稼働に伴う騒音及び振動の周辺地域への影響について、予測の条件や現況値との比較等を追記し、評価書において、わかりやすく説明すること。

(3) 動物

現地調査において確認された重要な哺乳類及び鳥類の中には、事業実施区域の周辺ではこれまで生息の確認がない又は生息が想定されない種が含まれており、

足跡や鳴き声のみの確認であることから類似する種との判別が困難である。当該種の確認状況を精査した上、必要に応じて評価書において記載内容を修正すること。

(4) 温室効果ガス等

- ア 二酸化炭素排出削減に関する国の目標・計画との整合性を考慮しながら、電力業界全体の二酸化炭素排出削減に関する取組に可能な限り協力すること。
- イ 事業の実施にあたっては、利用可能な最良の発電技術の導入、木質バイオマス燃料の混焼割合の増加及び発電所内の省エネルギー対策等により、可能な限り二酸化炭素排出削減に努めること。

【担当】

生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601